

原本部発 第59号
令和2年4月3日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

四国電力株式会社
原子力本部付部長
渡部

伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、原子力損害の賠償に関する法律の改正を受け、原子力損害賠償実施方針（以下「実施方針」という。）を作成し、令和2年3月31日に公表しました。この実施方針では、国の防災基本計画に整合させ、損害賠償等のための被災者相談窓口の設置について定めているところです。

この度、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき作成しております「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に規定する賠償請求等のための被災者相談窓口の設置時期に係る記載についても、防災基本計画と整合させる読み替えを行いました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点」に基づく軽易な変更扱いとして令和2年4月3日から次回の原子力事業者防災業務計画の修正までの間、添付資料のとおり読み替えて運用いたします。以上ご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 読み替え内容

(1) 令和2年4月3日より適用

- ・ 防災基本計画と整合を図り、被災者相談窓口の設置時期に係る記載を適正化するとともに第4章から第3章に移動し読み替える。

2. 添付資料

(1) 伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表（令和2年4月3日より適用）

以上

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和2年4月3日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（1/2）

読み替え前	読み替え後	理由
<p>17. 伊方地域の緊急時対応への協力 災害対策総本部長は、伊方地域における緊急時対応への協力として、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 要支援者の避難に使用する移動手段の提供</p> <p>(2) 地方公共団体の指揮下で実施される避難退域時検査および除染に係る要員の派遣および資機材の提供ならびに当活動で発生する汚染水の処理</p> <p>(3) 停電が長期化した場合におけるオフサイトセンターへの電力供給</p> <p style="text-align: center;">第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 第2種非常体制の発令</p> <p>(1) 発電所の災害対策本部長は、別表2-3に該当する事象に至った場合、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して、様式9（事業所外運搬に係る事象の発生については様式10）に定められた報告様式に必要事項を記入し、直ちに別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信することにより報告する。なお、送信した報告は記録として保存する。</p> <p>(2) 発電所の災害対策本部長は、この報告を行ったときあるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種非常体制を発令する。</p> <p>(3) 発電所の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の事務局長に第2種非常体制を発令した旨を報告し、事務局長はその旨を災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長に報告する。</p> <p>(4) 災害対策本部（高松）の本部長は、発電所の第2種非常体制の発令の報告を受けた場合、本店における第2種非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策本部長に第2種非常体制の発令を指示する。</p> <p>(5) 災害対策本部（松山）の本部長は、災害対策本部（高松）の事務局長から第2種非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に第2種非常体制を発令する。</p> <p>(6) 東京支社の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の本部長から第2種非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に第2種非常体制を発令する。</p>	<p>17. 伊方地域の緊急時対応への協力 災害対策総本部長は、伊方地域における緊急時対応への協力として、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 要支援者の避難に使用する移動手段の提供</p> <p>(2) 地方公共団体の指揮下で実施される避難退域時検査および除染に係る要員の派遣および資機材の提供ならびに当活動で発生する汚染水の処理</p> <p>(3) 停電が長期化した場合におけるオフサイトセンターへの電力供給</p> <p><u>18. 被災者の相談窓口の設置</u> <u>社長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 第2種非常体制の発令</p> <p>(1) 発電所の災害対策本部長は、別表2-3に該当する事象に至った場合、発電所の災害対策本部情報連絡班長および報道班長を経由して、様式9（事業所外運搬に係る事象の発生については様式10）に定められた報告様式に必要事項を記入し、直ちに別図2-15に示す情報連絡経路に従い、社外関係機関にファクシミリ装置を用いて送信することにより報告する。なお、送信した報告は記録として保存する。</p> <p>(2) 発電所の災害対策本部長は、この報告を行ったときあるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種非常体制を発令する。</p> <p>(3) 発電所の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の事務局長に第2種非常体制を発令した旨を報告し、事務局長はその旨を災害対策本部（高松）の本部長および災害対策本部（松山）の本部長に報告する。</p> <p>(4) 災害対策本部（高松）の本部長は、発電所の第2種非常体制の発令の報告を受けた場合、本店における第2種非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策本部長に第2種非常体制の発令を指示する。</p> <p>(5) 災害対策本部（松山）の本部長は、災害対策本部（高松）の事務局長から第2種非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に第2種非常体制を発令する。</p> <p>(6) 東京支社の災害対策本部長は、災害対策本部（高松）の本部長から第2種非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に第2種非常体制を発令する。</p>	<p>記載の適正化（防災基本計画との整合および第4章から第3章への移動）</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和2年4月3日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2 / 2）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策</p> <p>原子力防災管理者（非常体制を解除していない場合は、発電所の災害対策本部長。以下、この章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 発電所内の対策</p> <p>1. 復旧対策</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握 b. 原子炉施設の除染の実施 c. 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施 d. 放射性物質の追加放出の防止 e. 各復旧対策の実施工程および対応する災害対策本部班 等</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力災害事後対策の実施の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p><u>2. 被災者の相談窓口の設置</u> 社長は、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備し、相談窓口等を設置する。</p> <p><u>3. 原因究明と再発防止対策の実施</u> 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p><u>4. メンタルヘルス対策の実施</u> 原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策</p> <p>原子力防災管理者（非常体制を解除していない場合は、発電所の災害対策本部長。以下、この章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 発電所内の対策</p> <p>1. 復旧対策</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握 b. 原子炉施設の除染の実施 c. 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施 d. 放射性物質の追加放出の防止 e. 各復旧対策の実施工程および対応する災害対策本部班 等</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力災害事後対策の実施の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p><u>2. 原因究明と再発防止対策の実施</u> 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p><u>3. メンタルヘルス対策の実施</u> 原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。</p>	<p>記載の適正化（防災基本計画との整合および第4章から第3章への移動）</p> <p>記載の適正化（番号の変更）</p>